



提供年月日：平成 18 年(2006 年) 5 月 23 日
所 属 名：滋賀県選挙管理委員会
担当者名：杉山、林、渡辺
内 線：3233 3239
電 話：077-528-3233
E - mail：senkan@pref.shiga.jp

地検、県警および県選管による三者共同声明について

本日、大津地方検察庁、滋賀県警察本部および滋賀県選挙管理委員会の三者は、7月2日に行われる予定の、滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員補欠選挙が公正に行われることについて協議したところ、三者の決意を別紙のとおり「声明」として発表することとなりましたので、お知らせします。

1 会議の日時、場所

- (1) 日 時 平成 18 年 5 月 23 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~
- (2) 場 所 県庁本館 4 - A 会議室

2 出席者

大津地方検察庁

三席検事 山 本 真千子

統括捜査官 西 村 正 彦

滋賀県警察本部

捜査第二課長 木 下 三 治

同 課長補佐 川 口 豊

滋賀県選挙管理委員会

委 員 長 伊 藤 正 明

委 員 深 田 作 治

委 員 坊 野 善 宏

委 員 種 村 直 道

事務局長 阪 口 榮

地検、県警および県選管三者共同声明

来る7月2日は滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員補欠選挙が予定されています。

今回の選挙は、内外にわたる厳しい社会経済情勢の中で、真に県政を託するにふさわしい代表者を選ぶ、極めて重要な意義を有する選挙であります。

民主政治の健全な発展のためには、その基礎となる選挙が、有権者の自由に表明した意思に基づき、ルールを守って公正かつ厳正に行われなければならないことは今更言うまでもありません。

しかしながら、今なお、国の選挙、地方の選挙があるたびに違反行為が後を絶たないことは、誠に遺憾であります。

われわれ三者はここに協議し、公職選挙法等関係法令の精神に鑑み、選挙における違反行為に対しては厳正に対処する決意であります。

立候補予定者および関係各位におかれましては、公職選挙法をはじめとする関係法規を遵守し、秩序ある公正な活動をされるよう強く要望するとともに、有権者各位におかれましても、政治参加の意義とこの選挙の持つ重要性を十分認識され、主権者としての正しい自覚のもとに、選挙権を行使されるよう切望するものであります。

平成18年(2006年)5月23日

大津地方検察庁
滋賀県警察本部
滋賀県選挙管理委員会